

改訂スキーマによる国別報告事項の提供について

1 OECD XML スキーマの改訂

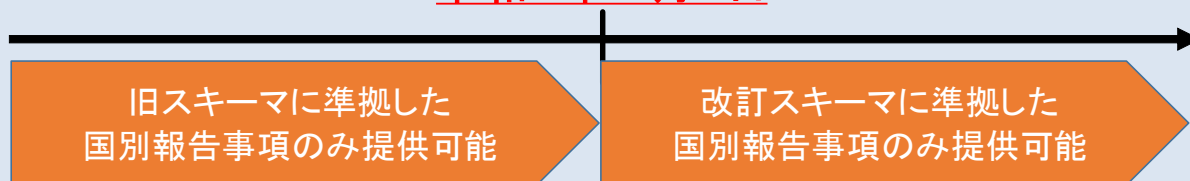
OECD 租税委員会は、令和元年6月に「Country-by-Country Reporting XML Schema」改訂版（以下「改訂スキーマ」といいます。）を公表しました。改訂スキーマでは一部仕様の変更等が行われています。各国のシステム対応が完了次第、改訂前のスキーマ（以下「旧スキーマ」といいます。）に準拠した国別報告事項は受け付けられなくなります。

令和3年1月1日以降に情報交換される国別報告事項は全て改訂スキーマに準拠したものでなければならないとされています。

2 改訂スキーマによる国別報告事項の提供

e-Tax における改訂スキーマに準拠した国別報告事項の提供の開始は、令和2年10月1日を予定(注)しています。同日以降は旧スキーマに準拠した国別報告事項は受け付けられなくなりますので、旧スキーマに準拠した国別報告事項の提供を希望する場合は、令和2年9月30日までに提供してください。なお、改訂スキーマに準拠した国別報告事項を令和2年9月30日までに提供することはできません。また、令和2年9月30日までに e-Tax で一時保存した国別報告事項の提供に係る手続きを同年10月1日以降に再開することはできません。

令和2年10月1日



改訂スキーマに準拠した国別報告事項の記録要領等は、令和2年8月頃に e-Tax の多国籍企業情報の報告コーナー (<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxtp/e-taxtp.htm>) に掲載する予定(注)です。

また、旧スキーマに準拠した国別報告事項の内容を令和2年10月1日以降に修正する場合には、改訂スキーマに準拠して修正する必要があります。修正の方法の詳細は、今後、e-Tax の多国籍企業情報の報告コーナーに掲載予定の「Excel を利用した国別報告事項の記録例」又は「XML 形式による国別報告事項の記録例」をご確認ください。

(注) 日付は予定であり、今後の状況に応じて変更となる場合があることをご承知おきください。変更となった場合には国税庁ホームページにおいて速やかにお知らせします。